

認知症対応型共同生活介護事業所

グループホームわくわく

重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームわくわく
法人の種類	フジ・エステート有限会社
代表者名	和田 寿美子
所在地	大垣市荒川町 367-1
他の介護保険関連の事業	<ul style="list-style-type: none">・ 居宅介護支援事業所 いずみ・ ケアサービスセンター いずみ・ 小規模多機能型居宅介護 わくわくホーム.
他の介護保険以外の事業	無し

2. ホーム概要

ホーム名	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームわくわく
ホームの目的	認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるよう支援する。
ホームの運営方針	<ol style="list-style-type: none">① 利用者様の安全を第一に考え、安心できる介護の提供に努めます。② スタッフの専門知識・技術・接遇の向上に努め、質の高い介護サービスを提供します。③ 市町村自治体や保健・医療・他福祉機関と連携し、利用者様に信頼される施設運営に努めます。④ 地域に貢献し、社会に必要とされる施設を目指します。
ホームの責任者	施設長：平井美和 管理者：大橋チカ子
開設年月日	平成 22 年 10 月 1 日
保険事業者指定番号	2192100168
所在地、Tel・Fax 番号	所在地：岐阜県大垣市荒川町 367-1 電話 (0584) 93-4165 Fax (0584) 93-3456

交通の便	旧国道 21 号線、近鉄バス荒川町バス停下車 北に徒歩 2 分 自家用車の場合：J Aにしみの大垣西支店北西
------	---

居室の概要	1 ユニット 9 部屋（全部屋個室） 2 ユニット
共用施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・台所 ・浴室 ・トイレ ・リビング
緊急対応方法	医療連携体制加算担当看護師による対応の他・協力医療機関和田医院・名和病院との連携を図ります。
防犯防災設備 避難設備等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・火災受信機 ・消火器・スプリンクラー ・非常警報装置 ・非常出口誘導等
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上火災

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1 人					看護師、救急救命士
管理者	1 人	1 人				介護福祉士 認知症介護実践者リーダー研修終了
ケアマネ・計画 作成担当者	2 人		1 人		1 人	介護支援専門員、社会福祉士 介護福祉士
介護従事者 (介護補助員含む)	17 人	8 人	1 人	7 人	1 人	介護福祉士、ヘルパー2 級
看護師	2 人			2 人		看護師

4. 勤務体制

昼間の体制	利用者：介護職員＝3：1 以上
夜間の体制	夜間および深夜の時間帯は 2 名以上 （21：00～6：00）

5. サービス及び利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の介護、生活リハビリテーション、健康管理、相談・援助等
食材費	1690 円／日（朝食：430 円、昼食：690 円おやつ含む）、夕食：570 円）
光熱水費	1 日 500 円、但し特別な物品を設置される場合は一日につき 70 円を割り増します。
創作・余暇活動費	200 円／日（本人の日常生活動作に合わせたレクリエーション、余暇活動を実施します。）
居室料	2100 円／日（標準 10.7 m ² ） 2200 円／日（13.9 m ² 、14.5 m ² ）
オムツ・紙パンツ・パッド等	オムツ等個人で使用した物品は自己負担となります。
敷金	120000 円（退所時の補修費用として）3 ヶ月以内で退去される場合は、2 ヶ月以内 80,000 円 3 ヶ月以内 40,000 円返却します。

※看取り後、居室を使用される場合は、1 日 1.600 円の居室管理料が必要です。

基本料金：自己負担が 1 割の場合です。2 割の場合は下記単価の 2 倍となり、3 割の場合は下記単価の 3 倍となります。

介護度	生活介護費	医療連携体制加算（Ⅰ） 医療連携体制加算（Ⅱ） サービス提供強化加算 1 認知症専門ケア加算	合計
要介護 1	753 単位	57 単位／日 5 単位／日 22 単位／日 3 単位／日	840 単位
要介護 2	788 単位		899 単位
要介護 3	812 単位		899 単位
要介護 4	828 単位		915 単位
要介護 5	845 単位		932 単位

その他：初期加算 入所した日から 30 日間、1 日 30 単位が加算されます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ（18.6%）介護保険 1 割負担合計（1 ヶ月）×0.186

6. 協力医療機関

協力医療機関名	和田医院	名和病院	ビバ・スマイル歯科
診療科目	内科	外科・内科・皮膚科他	歯科
協力医師	和田 育穂医師	名和 久医師	山田 武次歯科医師

7. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	管理者：大橋 チカ子 施設長：平井 美和
外部苦情申し立て機関 (連絡先電話番号)	機関名：大垣市役所 国民健康保険団体連絡会 岐阜県運営適正委員会 電話： 81-4111 058-273-1111 058-278-5136

8. 医療連携体制加算

看護師 1 名（常勤換算）を配置し、24 時間連携できる体制を確保しています。また、重度化した場合の対応に係る指針を定め、入所時より利用者が重度化した場合の対応について協議します。看護師は利用者の日常的な健康管理だけではなく、医療が必要となった場合の状態判断や介護職員に対する医療指導、助言を行うため、1 日 57 単位加算されます。また、算定要件の医療的ケアを施設内で実施していることで 1 日 5 単位加算されます。

9. 看取り介護加算

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した利用者について、利用者又は家族が希望し、事業所の看取りに関する指針に合意が得られた場合は看取り介護が可能です。看取り介護開始後は、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、利用者又は家族に対し随時説明、合意を得ながら、利用者が最後までその人らしく生きるための援助を行います。

死亡日以前 45 日前～31 日前は 1 日に 72 単位、死亡日以前 4～30 日は 1 日に 144 単位、死亡日前日及び前々日は 1 日 680 単位、死亡日は 1.280 単位が加算されます。

10. 科学的介護推進体制加算

利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等を厚生労働省科学的情報システムに提出し、利用者に提供する質の高いサービス体制を構築するとともに、更なる向上に努めています。

サービスの提供にあたっては、計画に基づき利用者の自立支援や重度化防止に向けての介護を行います。計画が利用者に適切であるか他職種共同で定期的な評価を行い、必要時サービス計画を見直し常に質の高いサービスの提供を行います。

11. 入退院支援の取り組み

入院後 3 か月以内に退院が見込まれる利用者について、退院後の再入居の受け入れ体制を確保しているため、1 か月に 6 日を限度として 1 日 246 単位が加算されます。月をまたぐ場合は最大 12 日分まで加算されます。医療機関に 1 か月以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算 1 日 30 単位が加算されます。

12、協力医医療連携加算

利用者の病状が急変した場合、医師又は看護職員に相談できる体制を常時確保しています。また、診療が求められた場合、医師に報告し診療を依頼しています。協力医療機関との連携体制を構築するため現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に行うことで、1 か月 100 単位加算されます。

12、退居時情報提供加算

医療機関退所する利用者について、心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合に、1 回に限り 250 単位加算されます。

13、認知症専門ケア加算

認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入居者が二分の一以上であるため 1 日 3 単位加算されます。

14、口腔・栄養スクリーニング加算

利用開始時及び利用中 6 か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供していることで 6 か月に 1 回 20 単位が加算されます。

15、 その他重要事項について

(1) 事故発生の対応

事故検討委員会が中心となり、インシデント・アクシデント報告書を作成し、以降の事故防止に努めています。

施設内事故：意識レベル、バイタルサインチェック等の確認を行い、必要時は協力医の指示に基づき応急処置、医療機関への搬送等適切に対応します。

又、市への報告を行い必要に応じて加入保険により医療費等の対応をします。

* 車両事故について：道路交通法で定めている手順で対応する他、加入保険の適用等行います。

(2) 高齢者虐待防止の取り組み

本人の申し出や関係職員の通報等により介護職員等の明らかな虐待行為を認めた場合、施設内「虐待防止委員会」で状況確認、実態把握を行います。又、当該利用者家族への連絡・説明を行う他、地域包括支援センター等行政機関への連絡を行い、指導・助言等により再発の防止を行います。

入所時の身体観察等により介護者による虐待が疑われた場合は、家族面談等で心理的支援を行う他、同意があれば地域包括支援センター等の協力を得て、介護者の支援を行います。

* 要介護高齢者の理解や支援を向上するため、年 1 回以上演習・グループ討議を行っています。

※虐待を疑う行為（グレーゾーン）に着目し、日頃のコミュニケーション・態度等定期的に点検しています。

※看護師等による個人面談や専門医との連携によりストレスケアに努めています。

(3) ハラスメント防止の取り組み

介護現場における利用者又は家族等によるハラスメント（暴言、暴力、セクシャルハラスメント等の迷惑行為）は、介護職員の尊厳や心身を傷つけるものであるため、ハラスメントが発生した場合は、関係機関に連絡し対応を協議するとともに介護事業の利用継続が困難になる場合があります。

※介護職員一人ひとりが利用者・家族等に対し、的確な基本的対応を行うため年 1 回以上研修を行い、ハラスメントの防止に努めています。

※ハラスメントの未然防止のため、日頃のコミュニケーション、態度等を介護職員自ら点検しています。

※ハラスメント発生が予測される場合は、医療職等の関係機関と協議します。

(4) 身体拘束廃止の取り組み

事業者は、原則として利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
一時性	利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(5) 衛生管理について

感染対策委員会を設置し、施設内の衛生管理、感染症の予防、まん延防止対策を徹底しています。介護職員は1年に1回以上、研修・訓練を行っています。又、感染対策委員会は、1年に2回以上開催し、感染対策に必要な知識の普及、啓発や感染症が発生した場合の対応について決定しています。

(6) 非常災害対策等について

非常災害に関する責任者を定め、具体的な避難計画に従業員に周知徹底しています。又、年2回以上、地域住民と共に避難救出等の訓練を実施しています。

(7) 運営推進会議について

地域密着型施設として、サービス内容の公表、サービスの妥当性、サービスの質の向上を図るため、運営推進会議を2ヵ月に1回開催します。会議内容は、記録、公表します。

(8) サービス評価制度（自己評価・外部評価）について

毎年、事業所自らがサービスの質を点検評価しています。また、1年おきに第三者機関による外部評価を委託しています。

(9) 業務継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害時において、介護が継続又は早期再開できるよう、年一回以上の研修、訓練を実施しています。

令和 年 月 日

(事業者)

ホーム名： 認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム わくわく

住 所： 岐阜県大垣市荒川町 367-1

説 明 者： _____ (印)

私は、契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

(利用者)

住 所： _____

氏 名： _____ (印)

(利用者代理人)

住 所： _____

氏 名： _____ (印)